



第1章 計画の策定にあたって



無題／大城侑樹 (atelierくわの美)

1. 計画の背景と趣旨

障害福祉制度は、2003(平成 15)年の「支援費制度」の施行により、「措置制度」から大きく転換され、多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応、利用者の立場に立った制度構築がなされました。2006(平成 18)年には3障害共通の制度となる「障害者自立支援法」が施行、2012(平成 24)年には「障害者自立支援法」、「児童福祉法」の一部が改正され、相談支援の充実、障がい児支援の強化などがなされました。2013(平成 25)年には地域社会における共生の実現に向けて「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正されました。

「障害者総合支援法」では、障がい者の定義に発達障害や難病が追加され、障害福祉サービスの拡充、サービス等利用計画の作成、支援体制の強化(自立支援協議会の法制化など)、が図られてきました。

2018(平成 30)年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が一部改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、『生活』と『就労』に対する支援の充実(自立生活援助、就労定着支援の創設、重度訪問介護の訪問先拡大)、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援拡充などが新たに盛り込まれました。そして、2023(令和 5)年にはこども家庭庁が設置され、障がい児支援施策がこども家庭庁の所管となりました。

また、近年、国では、「社会参加の機会の確保」、「地域社会における共生」、「社会的障壁の除去」により、障がい者も健常者も支え合いながら地域で共に暮らす「地域共生社会の実現」を目指しており、障がい者が支援を受けるだけでなく、社会活動に参加して自己実現していけるように支援していくことが目的となっています。

本計画は、障害の有無にかかわらず自分らしく暮らしていくことができる「地域共生社会」を実現できるよう、国の基本指針を踏まえながら、社会情勢、うるま市の障がい者及び地域福祉の方向性等をふまえ、障害福祉サービス提供等の支援のみならず、障がい者の権利擁護、保健・医療、教育、就労、生きがい、生活環境など、様々な視点から、行政及び関係機関・関係団体が多機関連携し、包括的に関わりながら障がい者を支えていくことを目的に策定しています。

【参考資料】国の第5次障害者基本計画（内閣府資料抜粋）

第5次障害者基本計画 概要

V 各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
- ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

【参考資料】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
概要（厚生労働省・こども家庭庁抜粋）

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

6

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

6

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

- (都道府県) ○居宅介護の利用者数、利用時間数※ ○重度訪問介護の利用者数、利用時間数※ ○同行援護の利用者数、利用時間数※
・市町村) ○行動援護の利用者数、利用時間数※ ○重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
○就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○就労移行支援の利用者数、利用日数
○就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○就労定着支援の利用者数
○短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
○計画相談支援の利用者数 ○地域移行支援の利用者数 ○地域定着支援の利用者数
○施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (都道府県) ○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
・市町村) ○保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
○精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○精神障害者の地域定着支援の利用者数 ○精神障害者の共同生活援助の利用者数
○精神障害者の自立生活援助の利用者数 ○精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新設】
(都道府県) ○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

- (都道府県) ○地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充
・市町村) 実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

- (都道府県) ○福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数 ○障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

- (都道府県) ○発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
・市町村) ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

- (都道府県) ○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
・市町村) ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○障害児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
(都道府県) ○福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○医療型障害児入所施設の利用児童数
○医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

- (市町村) ○基幹相談支援センターの設置【新設】
○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
○基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- (市町村) ○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
○障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等
と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
(都道府県) ○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査
・市町村) の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
(都道府県) ○相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
○相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活
用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

■障害福祉計画・障害児福祉計画の策定ポイントの変遷

第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）平成30年度～令和2年度

◎新しいサービスの導入

- ・ 自立生活援助
- ・ 就労定着支援

◎サービスの利用条件の緩和の視点

- ・ 重度訪問介護：医療機関への入院時も一定の支援が可能に
- ・ 高齢障がい者：介護保険サービス利用の際に障害福祉サービス利用負担を軽減（65歳以前から障害福祉サービスを使ってきた低所得の高齢障がい者）

◎障がい児支援強化の視点

- ・ 居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの新設（重度障がい児）
- ・ 保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に利用対象を拡大
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児への支援
- ・ 障害児福祉計画の策定義務

第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）令和3年度～令和5年度

◎相談支援やサービス等の充実・強化の視点

- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 障がい者の社会参加
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 障害福祉サービスの質の向上

◎成果目標の強化の視点

- ・ 精神障がい者の地域移行
- ・ 医療的ケア児に関するコーディネーター配置
- ・ 就労定着支援の充実

今回

第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）令和6年度～令和8年度

【国指針のポイント】

◎障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実

◎「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 地域福祉計画等との連携
- ・ 包括的な支援体制の構築の推進

◎障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減

◎新しいサービスの導入

- ・ 就労選択支援

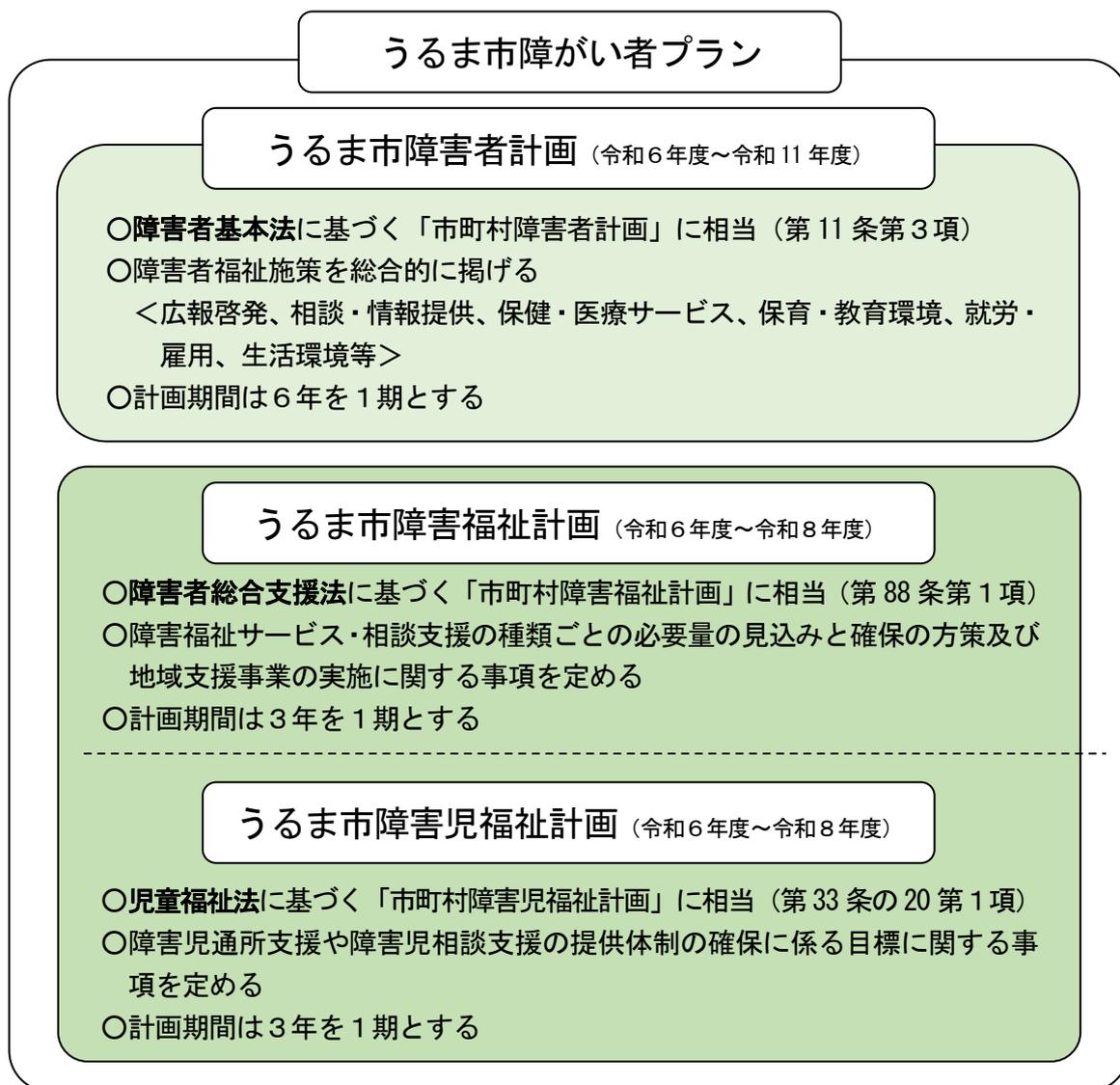
2. 障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の関係

「うるま市障害者計画」（本書第4章・第5章）は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に相当する計画です。本計画は、障がい者の日常生活及び社会生活全体に係る支援策を掲げ、総合的に障がい者の地域生活支援を図るものです。

「うるま市障害福祉計画」（本書第6章）は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に相当する計画です。この計画は、障害者計画の「生活支援」に関する施策の実施計画として、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の数値目標の設定と、目標達成に向けた取り組みを掲げたものです。

「うるま市障害児福祉計画」（本書第7章）は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当する計画です。この計画は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための見込量や対策を掲げたものです。

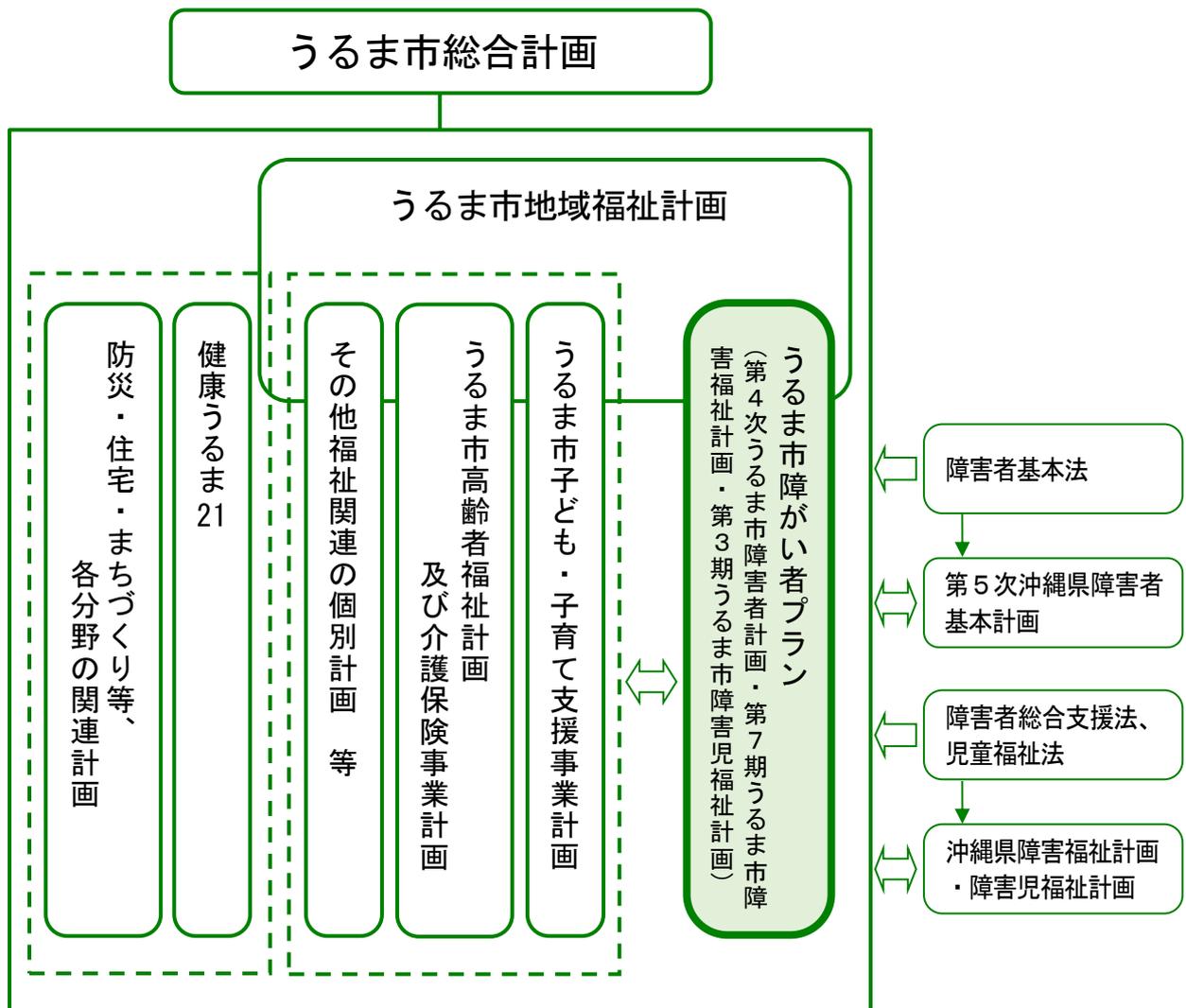
本計画書は上記の計画を「うるま市障がい者プラン」として一体的に策定したものです。



3. うるま市障がい者プランと他計画との位置づけ

本計画は、「うるま市総合計画」を上位計画とした障がい者福祉に係る個別計画であるとともに、「うるま市地域福祉計画」の掲げる理念や視点を共有する計画です。さらに、保健福祉部門の関連する個別計画及びその他障がい者等の福祉に関連する市の各計画と調和を保つものです。

また、国の「第5次障害者基本計画」及び沖縄県の「第5次沖縄県障害者基本計画」との整合性を図るものです。



SDGsについて

■SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標です。

17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■本計画とSDGsの関連

本計画を推進することで、SDGs（持続可能な開発目標）の「1. 貧困をなくそう」「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「8. 働きがいも経済成長も」「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「16. 平和と公正をすべての人に」「17. パートナーシップで目標を達成しよう」の8つのゴール(目標)につながるものと考えられます。



4. 計画の期間

「第4次障害者計画」は、6か年計画とし、令和6年度～令和11年度までの計画期間とします。

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、3年を1期として策定することを基本としつつ、地域の実情等を考慮した柔軟な期間の設定が可能とされていますが、本市においては国並びに県の計画期間、報酬改定の影響等を踏まえて、「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」は、令和6年度～令和8年度までの3年を計画期間として策定します。

なお、計画期間中に国の法改正や社会情勢の変化等により本計画の修正等が必要となった場合には、適宜見直しを行います。

